

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成23年3月3日（木）

社会・援護局 保護課 自立推進・指導監査室

目 次

(重点事項)	頁
1 平成23年度における生活保護法施行事務監査について -----	1
2 平成23年度における指定医療機関に対する指導及び検査について --	57
3 平成23年度における指定介護機関に対する指導及び検査について --	59
4 平成23年度における保護施設に対する指導監査について -----	62

(連絡事項)

1 平成23年度生活保護法施行事務監査に係る事前打合せについて ----	72
2 平成23年度各種研修等日程(予定) -----	72

(参考資料)

I 生活保護関係 -----	79
II 保護施設関係 -----	90

重 点 事 项

1 平成23年度における生活保護法施行事務監査について

(1) 基本的な考え方について

ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、被保護世帯の増加傾向が続いているところであるが、各実施機関においては、引き続き「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」を基本として、これまで以上の取組が必要となっており、各実施機関に対する指導監査の重要性も一層高くなっている。

漏給防止の観点から、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取り扱いについて、個別ケースを抽出した上で検討票を用いてその適否の検討をお願いしているところであるが、さらに真に保護を必要とする者が適切に保護を受けられるよう管内実施機関に対する指導を徹底することが重要である。

なお、面接相談においては、住宅手当など第2のセーフティネットについても、適切に情報提供を行うことが必要である。

次に、濫給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除及び被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関に対して指導いただいているところであるが、暴力団員による不正受給事案の発生など不正受給事案の増加に鑑み、一層の指導徹底が必要となっている。

また、稼働能力の活用、年金や障害者自立支援給付など他法他施策の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施及び診療報酬明細書の点検強化など、保護費の適正支給についての指導強化がさらに求められている。

自立支援については、厳しい雇用情勢の中、稼働能力がある被保護者の増加から、自立支援プログラムによる就労支援の充実・強化が一層重要となっており、就労支援員の配置または増員、就労意欲喚起等支援事業の実施や生業扶助の活用等による自立支援の徹底が求められている。

イ 現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取・領得及び懲戒処分を伴う事務懈怠は、生活

保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金の取扱い、遺留金品の取扱い、日常の現業事務の進行管理などに問題が認められるところであるので、未然防止の観点から、これらの点について管内の実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要である。

ウ 指導監査の実施に当たって

(ア) 指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査にあたっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該実施機関のその後の是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が、PDCAサイクルに基づいて効果的に実施される必要がある。

そのためには、まず、各実施機関ごとの監査結果を踏まえた課題分析や評価に基づいた福祉事務所指導台帳を作成することが必要であり、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効ある指導を行うために本庁としての監査の重点事項を設定することが重要である。

その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による的確な監査（事前検討及び復命会の実施を含む。）を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づいた実効ある指導監査を実施するようお願いする。

(イ) 都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠である。特に、本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対して実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。

また、管内実施機関に対して適切な指導を実施し得る本庁の指導監査（研修等の実施を含む。）の体制整備が必要かつ重要であるので、本庁生活保護主管課長はこうした点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては、管内実施機関の数等に応じ、都道府県等本庁生活保護主管課長をはじめ、一定数の生活保護主管課職員について、生活保護

指導職員として人件費を補助しているところである。

(ウ) 是正改善の通知と改善報告について

監査の結果については、単に現地において講評を実施するに止まらず、復命会等によって十分な事後的精査と組織的検討を行った上で、是正改善を要すると認められる事項とその具体的改善方策を含め文書で通知し、実施機関における是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、報告された是正改善の内容を評価するとともに、必要に応じて監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

(エ) 実施機関における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請が増加し、被保護世帯が増加する中、適正な保護の運営実施を確保するため、標準数に対する現業員の充足及び査察指導体制の充実など実施体制の整備が課題となっているので、管内実施機関に対して適切に指導願いたい。

併せて、現業事務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

(オ) 保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定（実施機関におけるPDCA）について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、実施機関において適切に生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に実施し、この結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等について検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2) 平成23年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

ア 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

(ア) 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金の状況及び家賃や水道・電気などのライフラインに係る滞納状況など、急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時には、面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて面接相談の手順や関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第9の1に基づき、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)第1編問9の1から2を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による「保護申請時における助言指導」の取扱いとの違いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加面接等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第2のセー

フティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

(イ) 「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①「辞退届」の提出による保護廃止であるにもかかわらず、具体的な自立の目途の聴取など保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか確認していない事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴取している事例、③廃止決定の理由が、収入増などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。）第10の12-3に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導を徹底すること。

(ウ) 指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示の具体的な内容が不明又は実現性が不確実な事例、②法第27条に基づく文書による指導指示の前に法第27条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなされていない事例、

③法第62条第4項に基づく弁明の機会が与えられていない事例、④指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例、⑤自動車の処分など法第27条による指導指示を文書により実施しておきながら、指導指示の内容が何ら履行されずその事由も不明であるにもかかわらず、その後の対応が全くされず放置されている事例などが認められた。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の的確性はもちろん、その手続きについても当然、厳格性が求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第27条、法第62条、局長通知第11の2、課長通知第11の1に基づき、別冊問答第11の2、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「II指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第27条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第27条に基づく指導指示内容及び弁明の機会の付与などの手続きが適正であるか、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すべきこと、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を求めることについて徹底をお願いする。

イ. 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入居者に対する指導援助について

監査の結果、一部の実施機関において、無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設に入居している被保護者について、①入居前における当該施設の適否確認や、入居後の環境や処遇等に関する把握・検討がなされていない事例、②契約書が徴されておらず、契約内容及び利用料金等が不明のまま、根拠なく住宅扶助等を計上している事例、③居宅保護でありながら年に2回以上の訪問調査が実施されず、提供されているサービス内容の把握がなされていない事

例、④入居が8年もの長期にわたっているケースにおいて、その妥当性や介護施設等への移行が検討されていない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置づけがない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、適正な保護費の支給、適切な生活状況の把握及び指導援助が行われているか管内実施機関毎の状況を把握の上、必要に応じ転居支援も含めた助言指導の徹底を図ること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、要保護者に無料低額宿泊施設等を紹介等する場合は、①事前に契約内容及び施設設備の状況等を実地に確認すること、②要保護者に対し事前に①で確認できたことを十分に説明の上、できれば事前見学を実施し、本人の入居意思を確認すること、③入居に当たっては担当現業員等を同行させ、また少なくとも入居後速やかに訪問の上、契約内容及び生活状況等を確認すること、④当該実施機関の紹介等を経ずに入居している被保護者も含め、少なくとも年に2回以上の訪問計画を策定の上、現業員に確実に訪問を実施させ、訪問調査に当たっては、居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の施設内サービス（食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など）に係る提供状況及び金銭管理を委託している場合は現金出納簿、請求書・領収書の保全状況などについての確認を徹底すること。

ウ 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、②現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上で

あった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることについて徹底をお願いする。

また、暴力団員には原則として保護を適用しない旨を「保護のしおり」に記載するなどして周知することについても助言をお願いする。

エ. 不正受給等の防止について

(ア) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について

平成21年度における不正受給件数及び金額は19,726件102億2千万円と、平成20年度の18,623件106億2千万円から、件数は増加し、金額では減少している。

不正受給件数が増加している要因としては、被保護世帯が増加していることに加え、不正受給発見の契機の約9割が「実施機関による照会・調査」となっていることから、全ケースに対する課税調査が徹底されたことが大きいものと

考えられる。

しかしながら、不正受給の内容を監査において検討したところ、一部の実施機関において、年金等の受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性のある事例が散見された。

また、課税調査などで実施機関が発見した無届の収入であっても、高校生など世帯員に対する申告義務の周知の不徹底を理由に、法第78条ではなく法第63条を適用している事例も多数認められた。

さらに、法第63条の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止できる事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第63条による返還金及び法第78条による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において法第63条及び法第78条の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金等の受給権の確認、保護開始時だけではなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、基礎控除、未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3の（3）のク及び課長通知第8の58に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額（私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限り）にあてられる費用等）について、収入として認定しないことについても併

せて周知するよう指導の徹底をお願いする。

(イ) 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査の結果、多くの実施機関において、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことや、前年中に保護を受給しながら、廃止や転出等によって、課税調査実施時点において保護を受給していない者を調査対象としていないことが認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等と思料される事例が認められた。さらに、突合後不一致となったケースの調査について進行管理がなされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、前年中に保護を受給した者全てを調査対象とするとともに、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう管内実施機関に対し指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断したケースも含め査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願する。

なお、課税調査の実施について「保護のしおり」に記載するなどして周知し、適正な収入申告を促すことについても助言をお願いする。

(ウ) 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用について

監査の結果、一部の実施機関において、課税調査等で発見された無届の高校